

(審査体制)

1. 審査委員会は、研究科所属の教員のうちから研究科委員会が指名する教授、特任教授、准教授又は特任准教授で組織し、主査1名及び副査2名をおく。ただし、教授又は特任教授1名を必ず含めるものとする。
2. 副査のうち1名は、研究科委員会の議を経て、研究科に所属しない本学の教授、准教授、講師、他大学又は研究所等の教員等とすることができる。
3. 学位授与申請者の研究指導教員は、当該学位授与申請者の学位論文の主査及び副査となることはできない。

(審査の方法及び項目)

学位論文の作成要領に従い作成されているか確認の上、下記の基準に基づき、論文審査及び最終試験を行う。

(評価項目)

修士論文

1. 研究の目的、背景が明確であり、内容に独創性があるか。
2. 研究課題が申請された学位に対して妥当であるか。
3. 研究方法や結果の導き方が論理的で信頼性・妥当性があるか。
4. 研究目的や方法に従って、結果が図表などを用いて適切に示されているか。
5. 研究倫理に関する諸事項が遵守されているか。
6. 論文の記述内容は首尾一貫し、論理的であるか。
7. 考察は適切な結果の分析と解釈に基づいているか。
8. 修士として十分な知識を修得し、課題や問題点を主体的に探求する能力を有しているか。
9. 引用文献が適切に用いられているか。

最終試験

1. 研究の背景や目的が明確であるか。
2. 研究課題に関する知識の整理がなされているか。
3. 研究方法や結果の導き方が適切であるか。
4. 考察は研究結果を適切に反映しているか。
5. 口頭発表や口頭試問に対する回答が論理的で適切であるか。